

契約書添付仕様書

(必要なものに○印をつける)

※ 土 木 、 建 築 工 事 関 係

○土木工事共通仕様書

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

建築物解体工事共通仕様書

木造建築工事標準仕様書

○特記仕様書の場合

（静岡県週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書）

※ 業 務 委 託 関 係

測量作業共通仕様書

用地調査等共通仕様書

工損調査共通仕様書

地質・土質調査共通仕様書

土木設計業務等共通仕様書

特記仕様書の場合

（ ）

静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書
（発注者指定型）

第1条 目的

本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第2条 用語の定義

本特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

（1） 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2） 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

（3） 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

（4） 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

（5） 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、週休2日の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

（6） 通期の週休2日

対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

第3条 実施方法

週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

（1）受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、

これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

(2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。

(3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

第4条 費用の計上

別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

第5条 工事成績における評価

工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

(1) 月単位の週休2日の場合は、2点を加点する。

(2) 通期の週休2日の場合は、1点を加点する。

第6条 達成証明

規定の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。